

2020年7月6日

【2次推薦のご案内】国の政策による学生支援緊急給付金給付事業
「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう国の政策による「学生支援緊急給付金給付事業」の2次推薦が実施されます。ついては、採用条件に該当して推薦を希望する学生は、募集要項（申請の手引き）を熟読の上、締め切り期日までに申請書類を提出してください。

※本申請の対象者は、

- ①今回、初めて「学生支援緊急給付金」を申請する方
- ②第1回目に申請し10万円を支給されたが、その後、“住民税非課税世帯であることが判明した方”となります。

前回申請した方が再度申請することは、②の場合以外はできません。

締切日：第1回目 ~~2020年6月12日（金）~~必着 ⇒申請終了

第2回目 2020年7月24日（金）必着

提出先：学生生活支援課 学生係宛て 必ずレターパック郵便で郵送のこと。

（スマートフォン等による電子申請は、受け付けていません。）

004-8631 札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号 北星学園大学

提出書類：① 「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】 ※用紙サイズA4指定

② 「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」【様式2】
※用紙サイズA4指定

③ 支給要件を満たすことを証明する書類

④ 振込先口座通帳コピー（1～2ページ）※本人名義のもの

※日本学生支援機構奨学金等振込口座を使用する場合は提出不要

⑤ 住民税非課税世帯の場合

「所得（市・道民税）証明書」もしくは「課税証明書」等

※生計維持者（保護者等）の全事項証明したものを提出してください。

結果について：支給の決定については、特に通知しません。

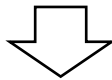
口座への振り込みをもって、支給決定の通知に代えます。

振込日についても大学側では分かりかねます。ご了承ください。

-文部科学省が示した給付金対象者の目安-

- ① 家庭からの支援額が学費と仕送りで年間計150万円未満
- ② 自宅外生（自宅生でも学費を自ら負担していれば対象）
- ③ 家庭の収入減などで、追加の支援が期待できない
- ④ アルバイト収入の多くを生活費や学費に充てている
- ⑤ アルバイト収入が50%以上減少した
- ⑥ 給付型奨学金や無利子の貸与型奨学金を限度額まで受けている

6要件を満たしているか考慮して…



大学での修学継続が困難か判断

- 注1) 各大学に推薦枠が与えられています。従って、条件に合致する場合でも申し込み多数の場合は、選考から漏れる場合があります。（推薦は、困窮度の高い学生から順に行います。）
- 注2) 問い合わせがある場合は、[必ずメールでお願いします。](mailto:gakusei@hokusei.ac.jp)
問い合わせアドレス：gakusei@hokusei.ac.jp
- 注3) 「募集要項」、「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】、「誓約書」【様式2】は、webからダウンロードして使用してください。用紙サイズはA4指定とします。
- 注4) 今後申請等詳細については追加になることがありますので、大学HPを注視しておいてください。